

令和元年度健康ビジネス創出支援事業（ヘルスケア・介護福祉機器開発支援事業） 募 集 要 領

1 趣旨

県では、少子高齢化や社会保障費の急増などを背景に、急激な市場の拡大が見込まれているヘルスケア産業において、県内企業による介護・福祉機器等の開発・事業化を支援するため、介護・福祉機器等の開発を行う県内企業に対して補助金を交付する「健康ビジネス創出支援事業（ヘルスケア・介護福祉機器開発支援事業）」を実施します。

2 対象者

介護・福祉機器等の開発等を行う県内企業が対象となります。

※ 県内に工場や事務所等の事業所を有する県外企業を含む。

3 対象事業及び対象経費

(1) 対象事業

ヘルスケア・介護福祉機器開発支援事業

… 患者、要支援・要介護者の生活を支援する、また、介護者等の負担を軽くする機器及びシステムの製品開発等に取り組む県内企業を支援する事業。

(2) 対象経費

経費区分	内 容
1 謝金	補助事業を行うために直接必要で、外部の専門知識の提供等を得たものに対する謝礼 なお、諸謝金の単価は、企業の規定によるが、業務の内容に応じた常識的な範囲とし、それに基づき支出するものとする。
2 旅費	補助事業を遂行するために必要とした旅費、滞在費及び交通費等であって、申請企業の旅費規程等により算定された経費
3 事務経費	補助事業を行うために直接必要な以下の経費 1) 通信・運搬経費 2) 印刷製本費 *印刷又は製本を目的とする対価 3) 使用料及び賃借料 *会場や施設等を利用する際に発生する費用や機械装置等のリース又はレンタルに要する経費等 4) 補助事業に直接使用する実験棟、プラント、装置等の運転等に要した電気、ガス、水道等の経費 (実施場所、装置ごとに専用のメーターが装備されている場合のみ対象とします。) 5) 産業財産権の先行調査および権利取得等に関する経費 (拒絶査定に対する審判請求又は訴訟を行う場合に要する経費を除く) 6) 国内外展示会出展等経費 *当補助事業の成果物を発表・出展するために要する経費等 7) 薬事申請等関連経費 *PMDA、FDA、CEマーク、第三者認証等に関する経費

4 消耗品費	補助事業を実施するために直接必要な原材料費等 *消耗品費とは、単年度で消耗してしまうもの、または税込み20万円以下のものを言う。
5 機械装置費	補助事業を実施するために直接必要な機械装置(ソフトウェアを含む)の購入、試作、改良、据付、借用又は修繕に要する経費 *消耗品費として購入し、組み上げて1年以上使用するもので、かつ税込み20万円以上となるものについては、機械装置費となる。また、税込み50万円以上となるものについては、取得財産として報告すること。 *据付とは、機械装置費と一体で捉えられるものであって、当該処理がなければ機械装置の動作に著しく弊害が出るもので、定着性を有しない等軽微なものに限る。設置場所の整備工事や基礎工事を伴う管理棟の建設等は含まない、
6 外注費	補助事業を実施するために必要な外注や各種試験等に要する経費 (ソフトウェアを含む)
7 委託費	補助事業のうち、申請者以外の機関が行う研究開発等に必要な経費 なお、委託を行う際には委託契約書を作成し、知的財産等の秘密保持、委託成果品の帰属等について規定すること。 委託先において、委託費で購入または発生した財産は、知的財産権を除いて委託者の所有となる。
8 その他	その他知事が認めるもの

※ 次に掲げるものに該当する経費は、補助対象経費とはなりません。

- 1) 転用が可能と認められる機械装置等
- 2) 対象となる開発プロジェクトの終了後、当該開発プロジェクトに係る事業化以外に容易に他への転用が可能と認められる構築物等
- 3) 使用実績の把握が困難な材料等
- 4) 消費税及び地方消費税
- 5) 令和2年3月31日(火)までに納品及び支払いが完了しないもの

4 採択予定件数

2件程度を予定しています。

5 補助金の額及び補助率

補助上限額	企業区分		補助率
400万円	県内企業 ※1	中小企業・小規模企業	2 / 3
		大企業	1 / 2

※1 県内に工場や研究所等の事業所等を有する県外企業を含む。

6 対象事業期間

交付決定日から令和2年3月31日(火)まで。

7 応募方法

(1) 募集期間

令和元年7月17日（水）から令和元年8月30日（金）17：00（必着）まで。
（募集状況に応じて、募集期間の延長又は追加募集を行う場合があります。）

(2) 提出書類

- ① 補助金交付申請書（様式第1号）
- ② 補助金事業説明書（様式第1－1）
- ③ 補助金事業説明書（様式第1－2）
- ④ 申請企業の概要（様式第1－3）
- ⑤ 法人登記簿謄本（現在事項全部証明書）及び定款
- ⑥ 直近2期分の決算書（収支状況が分かるもの）
- ⑦ 県税納税証明書（県税に未納がないことを証明するもの）
- ⑧ 暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書（様式第2号）
- ⑨ 役員一覧
- ⑩ 機械・設備を購入する場合は、その見積書(写)

※ 提出書類は、下記10の宛先に郵送又は持参により提出してください（提出の前に書類内容の事前確認を行いますので、申請したい旨を電話又は電子メールによりお知らせ下さい。）。

※ 各提出書類とも正本1部を提出してください。

※ サイズは全てA4版としてください。

※ 提出された書類は返却しませんので、予め御了承ください。

※ 提出書類の様式は、福島県商工労働部医療関連産業集積推進室のホームページ（次世代医療産業集積プロジェクト）からダウンロードできます。

（当ホームページの「募集・申込み」から入り、「令和元年度健康ビジネス創出支援事業（ヘルスケア・介護福祉機器開発支援事業）補助金の募集について」の添付ファイルの「補助金交付要綱」に様式があります。）

ホームページアドレス：<https://www.pref.fukushima.lg.jp/w4/iryuu-pj/>

8 審査

申請後、県が随時設置する審査会により審査を行います。

審査会では、①研究開発内容の妥当性、②研究開発目標・スケジュールの妥当性、③目標達成のための課題と解決方法及びその具体的実施内容、④完成後の製品の市場性、⑤目標を達成するための経済的基礎力の観点から総合的な審査を行います。

審査結果を通知しますが、採否の理由についてはお答えできません。

9 その他

補助事業の決定等に当たり、事業者名、住所、事業の名称を公表します。

10 お問い合わせ先及び応募書類の提出先

〒960-8670

福島県福島市杉妻町2-16（福島県庁西庁舎10階）

福島県 商工労働部 医療関連産業集積推進室（担当：大内）

電話：024-521-7282（直通）

FAX：024-521-7932

メール：ouchi_yuuto_01@pref.fukushima.lg.jp